

お知らせ《 information 》

自衛官採用試験のお知らせ

種 目	試 験 日	応募資格	受付期間
航空学生（第1次）	9月22日（土）	平成4年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた方	8月1日（水） ～9月7日（金）
一般曹候補生（第1次）	9月17日（月）		
自衛官候補生（男子）	9月24日（月）	昭和61年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた方	
自衛官候補生（女子）	9月26日（水）		

＜お問い合わせ・申込先＞ 〒035-0072 むつ市金谷1-5-20 磯ビル1F
自衛隊青森地方協力本部むつ地域事務所 ☎22-7484

青森県交通事故相談所

交通事故は誰にとっても突然で、どうしたらよいか戸惑うことばかりです。

例えば・・・

●過失相殺の考え方は？ ●示談の仕方は？ ●賠償額（治療費・休業補償・損害額）の算定は？

●損害保険会社との交渉はどうしたら？ ●自賠責保険の請求の仕方は？ など

当事者ご本人はもちろん、ご家族などなたでもお気軽にご相談ください。

＜お問い合わせ先＞ 青森県交通事故相談所（青森県庁 北棟1階） ☎017-734-9235

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◎加入できる事業主・・・建設業を営む方 ◎対象となる労働者・・・建設業の現場で働く人 ◎掛金・・・日額310円

★特 徴

◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。また、掛金の一部を国が助成します。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

★建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続きの特例措置を実施しております。

★建退共から事業主の皆様へお願い

・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。

・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

＜お問い合わせ先＞

青森市安方2-9-13 青森県建設会館内 建退共青森県支部（☎017-732-6152）